

○放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（下線の部分は変更部分）

変更案							現行																																																																																																										
<p>第1</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることができる周波数等は、<u>6</u>から<u>13</u>までに規定するものを除き、第2から第12までに定めるとおりとする。</p> <p>4 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。<u>6</u>(4)及び(5)並びに<u>14</u>(3)において同じ。))を行う放送局（SHF帯の周波数を使用するものを除く。))による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第6に定めるとおりとする。</p> <p><u>5</u> <u>テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。</u></p> <p><u>6</u>～<u>13</u>（略）</p> <p><u>14</u> 以上のほか、放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) テレビジョン放送を行う放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、<u>53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。</u></p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>第2～第6（略）</p> <p>第7 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う放送局に使用させることができる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 総合放送（県域放送）</p>							<p>第1</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることができる周波数等は、<u>5</u>から<u>12</u>までに規定するものを除き、第2から第12までに定めるとおりとする。</p> <p>4 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。<u>5</u>(4)及び(5)並びに<u>13</u>(3)において同じ。))を行う放送局（SHF帯の周波数を使用するものを除く。))による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更を必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第6に定めるとおりとする。</p> <p><u>5</u>～<u>12</u>（略）</p> <p><u>13</u> 以上のほか、放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) テレビジョン放送を行う放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は、<u>平成23年7月24日までに限る。</u></p> <p>(3)～(6)（略）</p> <p>第2～第6（略）</p> <p>第7 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う放送局に使用させることができる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 総合放送（県域放送）</p>																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送対象地域</th> <th colspan="3">親局</th> <th colspan="3">中継局</th> </tr> <tr> <th>送信場所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> <th>送信場所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">北海道・青森県 岩手県</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>盛岡</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>宮古</td> <td>14</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二関</td> <td><u>57</u></td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>釜石</td> <td>14</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二戸</td> <td>23</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大船渡</td> <td>14</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table>							放送対象地域	親局			中継局			送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	北海道・青森県 岩手県	(略)						盛岡	14	1	宮古	14	0.02				二関	<u>57</u>	0.025				釜石	14	0.03				二戸	23	0.1				大船渡	14	0.01	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放送対象地域</th> <th colspan="3">親局</th> <th colspan="3">中継局</th> </tr> <tr> <th>送信場所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> <th>送信場所</th> <th>周波数 (チャンネル番号)</th> <th>空中線電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">北海道・青森県 岩手県</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>盛岡</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>宮古</td> <td>14</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二関</td> <td><u>57</u></td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>釜石</td> <td>14</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二戸</td> <td>23</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大船渡</td> <td>14</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table>							放送対象地域	親局			中継局			送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	北海道・青森県 岩手県	(略)						盛岡	14	1	宮古	14	0.02				二関	<u>57</u>	0.025				釜石	14	0.03				二戸	23	0.1				大船渡	14	0.01
放送対象地域	親局			中継局																																																																																																													
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)																																																																																																											
北海道・青森県 岩手県	(略)																																																																																																																
	盛岡	14	1	宮古	14	0.02																																																																																																											
				二関	<u>57</u>	0.025																																																																																																											
				釜石	14	0.03																																																																																																											
				二戸	23	0.1																																																																																																											
			大船渡	14	0.01																																																																																																												
放送対象地域	親局			中継局																																																																																																													
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)																																																																																																											
北海道・青森県 岩手県	(略)																																																																																																																
	盛岡	14	1	宮古	14	0.02																																																																																																											
				二関	<u>57</u>	0.025																																																																																																											
				釜石	14	0.03																																																																																																											
				二戸	23	0.1																																																																																																											
			大船渡	14	0.01																																																																																																												

				遠野	24	0.02
				岩泉	23	0.01
宮城県				(略)		
秋田県	秋田	15 48	1	能代	42	0.01
				大館		0.01
				大曲		0.03
				花輪		0.01
				鷹巣	24	0.01
山形県 ? 山梨県				(略)		
長野県	長野	17	1	長野 (善光寺)	28	0.02
				松本	28	0.01
				岡谷	55 47	0.02
				飯田	46	0.1
				伊那	28	0.01
				真田	25	0.01
				飯山	25	0.005
岐阜県 ? 鳥取県				(略)		
鳥取県	松江	21	1	浜田	35	0.1
鳥根県				西ノ島	23	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	56 48	0.03
				仁摩	24	0.01
岡山県 ・ 広島県				(略)		
山口県	山口	16	1	下関	16	0.1
				萩	56 48	0.1
				柳井	30	0.01
				周東	30	0.01
				美祢	16	0.01
				長門	61 41	0.03
				岩国	38	0.1
				須佐	56 36	0.01
徳島県 ・ 香川県				(略)		

				遠野	24	0.02
				岩泉	23	0.01
宮城県				(略)		
秋田県	秋田	15	1	能代	42	0.01
				大館		0.01
				大曲		0.03
				花輪		0.01
				鷹巣	24	0.01
山形県 ? 山梨県				(略)		
長野県	長野	17	1	長野 (善光寺)	28	0.02
				松本	28	0.01
				岡谷	55	0.02
				飯田	46	0.1
				伊那	28	0.01
				真田	25	0.01
				飯山	25	0.005
岐阜県 ? 鳥取県				(略)		
鳥取県	松江	21	1	浜田	35	0.1
鳥根県				西ノ島	23	0.03
				大田	24	0.01
				益田	21	0.03
				江津	56	0.03
				仁摩	24	0.01
岡山県 ・ 広島県				(略)		
山口県	山口	16	1	下関	16	0.1
				萩	56	0.1
				柳井	30	0.01
				周東	30	0.01
				美祢	16	0.01
				長門	61	0.03
				岩国	38	0.1
				須佐	56	0.01
宮城県 ? 山梨県				(略)		

愛媛県	松山	16	1	今治	41	0.01
				宇和島	19	0.05
				八幡浜	59	0.01
					24	
				新居浜	41	0.3
				大洲	15	0.01
				菊間	16	0.01
				城辺	32	0.01
				西宇和	41	0.02
				川之江	16	0.01
高知県 ？	(略)					
鹿児島県	(略)					
沖縄県	那覇	17	1	平良	17	0.1
				石垣	26	0.1
				石垣	22	0.03
				(川平)		
				今帰仁	17	0.03

愛媛県	松山	16	1	今治	41	0.01
				宇和島	19	0.05
				八幡浜	59	0.01
				新居浜	41	0.3
				大洲	15	0.01
				菊間	16	0.01
				城辺	32	0.01
				西宇和	41	0.02
				川之江	16	0.01
高知県 ？	(略)					
鹿児島県	(略)					
沖縄県	那覇	17	1	平良	17	0.1
				石垣	26	0.1
				石垣	22	0.03
				(川平)		
				今帰仁	17	0.03
				竹富	17	0.01

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田を送信場所とする親局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(注) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東京	(略)	
	中継局		
	(北海道)	(略)	
	(青森)		
	(岩手)		
	盛岡	13	1
宮古	13	0.02	
二関	55	0.025	
	37		
釜石	13	0.03	
二戸	21	0.1	

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東京	(略)	
	中継局		
	(北海道)	(略)	
	(青森)		
	(岩手)		
	盛岡	13	1
宮古	13	0.02	
二関	55	0.025	
釜石	13	0.03	
二戸	21	0.1	

大船渡	28	0.01
遠野	21	0.02
岩泉	21	0.01
(宮城)	(略)	
(秋田)		
秋田	<u>13</u>	1
	<u>50</u>	
能代	<u>53</u>	0.01
	<u>45</u>	
大館	14	0.01
大曲	19	0.03
花輪	23	0.01
鷹巣	22	0.01
(山形)		
?	(略)	
(富山)		
(石川)		
金沢	13	1
七尾	<u>53</u>	0.05
	<u>44</u>	
輪島	31	0.01
珠洲	31	0.03
羽咋	31	0.01
(福井)		
.	(略)	
(山梨)		
(長野)		
長野	13	1
長野 (善光寺)	32	0.02
松本	32	0.01
岡谷	<u>57</u>	0.02
	<u>38</u>	
飯田	48	0.01
伊那	27	0.01
真田	27	0.01
飯山	27	0.005
(岐阜)		
?	(略)	
(広島)		
(山口)		
山口	13	1
下関	13	0.1
萩	<u>58</u>	0.1
	<u>52</u>	
柳井	32	0.01
周東	32	0.01
美祢	13	0.01

大船渡	28	0.01
遠野	21	0.02
岩泉	21	0.01
(宮城)	(略)	
(秋田)		
秋田	<u>13</u>	1
能代	<u>53</u>	0.01
大館	14	0.01
大曲	19	0.03
花輪	23	0.01
鷹巣	22	0.01
(山形)		
?	(略)	
(富山)		
(石川)		
金沢	13	1
七尾	<u>53</u>	0.05
輪島	31	0.01
珠洲	31	0.03
羽咋	31	0.01
(福井)		
.	(略)	
(山梨)		
(長野)		
長野	13	1
長野 (善光寺)	32	0.02
松本	32	0.01
岡谷	<u>57</u>	0.02
飯田	48	0.01
伊那	27	0.01
真田	27	0.01
飯山	27	0.005
(岐阜)		
?	(略)	
(広島)		
(山口)		
山口	13	1
下関	13	0.1
萩	<u>58</u>	0.1
柳井	32	0.01
周東	32	0.01
美祢	13	0.01

長門	58	0.03
岩国	45	
須佐	40	0.1
(徳島)	51	0.01
・	(略)	
(香川)		
(愛媛)		
松山	13	1
今治	39	0.01
宇和島	13	0.05
八幡浜	56	0.01
	30	
新居浜	39	0.03
大洲	14	0.01
菊間	13	0.01
城辺	31	0.01
西宇和	39	0.02
川之江	22	0.01
(高知)		
}	(略)	
(佐賀)		
(長崎)		
長崎	13	1
佐世保	40	1
諫早	13	0.01
	51	
福江	40	0.01
郷ノ浦	49	0.03
厳原	49	0.03
(熊本)		
}	(略)	
(鹿児島)		
(沖縄)		
那覇	13	1
今帰仁	13	0.03
平良	13	0.1
石垣	24	0.1
石垣(川平)	18	0.03

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を表す。この場合において、上段の周波

長門	58	0.03
岩国	40	0.1
須佐	51	0.01
(徳島)		
・	(略)	
(香川)		
(愛媛)		
松山	13	1
今治	39	0.01
宇和島	13	0.05
八幡浜	56	0.01
新居浜	39	0.03
大洲	14	0.01
菊間	13	0.01
城辺	31	0.01
西宇和	39	0.02
川之江	22	0.01
(高知)		
}	(略)	
(佐賀)		
(長崎)		
長崎	13	1
佐世保	40	1
諫早	13	0.01
福江	40	0.01
郷ノ浦	49	0.03
厳原	49	0.03
(熊本)		
}	(略)	
(鹿児島)		
(沖縄)		
那覇	13	1
今帰仁	13	0.03
平良	13	0.1
石垣	24	0.1
石垣(川平)	18	0.03
竹富	13	0.01

(注) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。))を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

数（チャンネル番号）（秋田及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

2 放送大学学園の放送（略）

3 一般放送事業者の放送

- (1) 総合放送（広域放送）（略）
- (2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局				
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	函館	(略)			
				室蘭				
				釧路			31 36 43 45 <u>61</u> <u>41</u>	1
				帯広				
				広尾				
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	中標津	28 30 34 37 <u>56</u> <u>25</u>	0.2		
				枝幸	(略)			
				(略)				
				(略)				
青森県 宮城県	(略)							
秋田県	秋田	17 21 29 <u>35</u>	1 <u>(注3)</u>	能代 鷹巣	(略)			
山形県 富山県	(略)							
石川県	金沢	14 16 17 23	1	七尾	20 30 39 <u>61</u> <u>42</u>	0.05		
				輪島 羽咋	(略)			
福井県 山梨県	(略)							
長野県	長野	14 15 16 18	1	長野 (善光寺)	(略)			
				松本	(略)			
				岡谷	41 49 51 <u>53</u> <u>44</u>	0.02		
				伊那	(略)			

2 放送大学学園の放送（略）

3 一般放送事業者の放送

- (1) 総合放送（広域放送）（略）
- (2) 総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局				
	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	函館	(略)			
				室蘭				
				釧路			31 36 43 45 <u>61</u>	1
				帯広				
				広尾				
北海道	札幌	14 19 21 23 25	3	中標津	28 30 34 37 <u>56</u>	0.2		
				枝幸	(略)			
				(略)				
				(略)				
青森県 宮城県	(略)							
秋田県	秋田	<u>17</u> 21 29	1	能代 鷹巣	(略)			
山形県 富山県	(略)							
石川県	金沢	14 16 17 23	1	七尾	20 30 39 <u>61</u>	0.05		
				輪島 羽咋	(略)			
福井県 山梨県	(略)							
長野県	長野	14 15 16 18	1	長野 (善光寺)	(略)			
				松本	(略)			
				岡谷	41 49 51 <u>53</u>	0.02		
				伊那	(略)			

				飯山	
岐阜県 ？ 和歌山県	(略)				
鳥取県 ・ 島根県	鳥取 ・ 松江	38 43 45	0.1 1 <u>(注4)</u>	鳥取 <u>(注5)</u> 倉吉 松江 <u>(注6)</u> 浜田 ？ 仁摩 津山 ・ 笠岡 高松 <u>(注7)</u> 丸亀 ・ 内海	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
岡山県 ・ 香川県	岡山 ・ 高松	18 20 21 27 30	2	津山 ・ 笠岡 高松 <u>(注7)</u> 丸亀 ・ 内海	(略) (略) (略) (略)
広島県	(略)				
山口県	山口	18 20 26	1	下関 ？ 岩国 須佐	(略) (略) 35※ 53 55 50 40 43 0.01
徳島県	(略)				
愛媛県	松山	17 20 21 27	1	今治 宇和島 八幡浜 新居浜 ？ 城辺 西宇和 川之江	(略) (略) 47 49 54 57 50 51 0.01 (略) (略) 54 57 58 61 17 51 49 21 0.02 (略)
高知県 ？ 佐賀県	(略)				
長崎県	長崎	14 18 19 20	1	佐世保 ？ 福江 郷ノ浦 厳原	(略) (略) 20 38 45 61 41 0.03 (略)
熊本県	(略)				

				飯山	
岐阜県 ？ 和歌山県	(略)				
鳥取県 ・ 島根県	鳥取 ・ 松江	38 43 45	0.1 1 <u>(注2)</u>	鳥取 <u>(注3)</u> 倉吉 松江 <u>(注4)</u> 浜田 ？ 仁摩 津山 ・ 笠岡 高松 <u>(注5)</u> 丸亀 ・ 内海	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
岡山県 ・ 香川県	岡山 ・ 高松	18 20 21 27 30	2	津山 ・ 笠岡 高松 <u>(注5)</u> 丸亀 ・ 内海	(略) (略) (略) (略)
広島県	(略)				
山口県	山口	18 20 26	1	下関 ？ 岩国 須佐	(略) (略) 35 53 55 0.01
徳島県	(略)				
愛媛県	松山	17 20 21 27	1	今治 宇和島 八幡浜 新居浜 ？ 城辺 西宇和 川之江	(略) (略) 47 49 54 57 50 51 0.01 (略) (略) 54 57 58 61 17 51 49 21 0.02 (略)
高知県 ？ 佐賀県	(略)				
長崎県	長崎	14 18 19 20	1	佐世保 ？ 福江 郷ノ浦 厳原	(略) (略) 20 38 45 61 41 0.03 (略)
熊本県	(略)				

？		(略)					
鹿児島県	那覇	14	15	16	1	平良 石垣 (川平)	(略)
沖縄県						今帰仁	14 15 16 0.03

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（上段に※が付されているものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

(注3) 周波数（チャンネル番号）の変更に際しては、当該変更前の放送区域と同等の放送区域を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。

(注4) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は1kWを最大とする。

(注5) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注6) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注7) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第8～第11 (略)

？		(略)					
鹿児島県	那覇	14	15	16	1	平良 石垣 (川平)	(略)
沖縄県						今帰仁	14 15 16 0.03
						竹富	14 15 16 0.01

(注1) これらの周波数を確保するために標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う放送の周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものについては、当該変更が終了した後使用させるものとする。

(注2) 鳥取を送信場所とする場合の空中線電力は0.1kW、松江を送信場所とする場合の空中線電力は1kWを最大とする。

(注3) 鳥取を送信場所とする中継局の周波数は、松江を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注4) 松江を送信場所とする中継局の周波数は、鳥取を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

(注5) 高松を送信場所とする中継局の周波数は、岡山を送信場所とする親局の免許人の中継局に割り当てる。

第8～第11 (略)